

第7類 準 用

○滝川市の条例の準用に関する条例

制 定	平成14年3月1日	条例第1号
改 正	平成18年3月15日	条例第2号
	平成21年6月4日	条例第1号
	平成25年8月27日	条例第1号
	平成28年12月13日	条例第2号
	令和2年2月18日	条例第1号
	令和5年3月27日	条例第1号

(趣旨)

第1条 石狩川流域下水道組合の運営に関し、滝川市条例を準用する。

(準用規定)

第2条 準用する滝川市条例は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滝川市の休日を定める条例(平成2年滝川市条例第19号)
  - (2) 滝川市情報公開条例(平成9年滝川市条例第6号)
  - (3) 滝川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滝川市条例第1号)
  - (4) 滝川市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成9年滝川市条例第7号)
  - (5) 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和51年滝川市条例第41号)
  - (6) 滝川市職員の定年等に関する条例(昭和59年滝川市条例第20号)
  - (7) 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成13年滝川市条例第10号)
  - (8) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年滝川市条例第1号)
  - (9) 滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年滝川市条例第27号)
  - (10) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年滝川市条例第21号)
  - (11) 滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年滝川市条例第27号)
  - (12) 嘱託員等の給与等に関する条例(昭和46年滝川市条例第127号)
  - (13) 職員等の旅費に関する条例(平成11年滝川市条例第12号)
  - (14) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和46年滝川市条例第31号)
  - (15) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和46年滝川市条例第58号)
  - (16) 滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年滝川市条例第43号)
- 2 前項の規定により滝川市の条例を準用する場合において、同項各号に掲げる滝川市の条例のそれぞれ の規定中「滝川市」とあるのは「石狩川流域下水道組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「本市」とあるのは「当組合」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、必要な技術的読み替えは別に定める。

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。  
(条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和60年石狩川流域下水道組合条例第4号)
  - (2) 職員の勤務時間に関する条例(平成2年石狩川流域下水道組合条例第7号)
  - (3) 職員の勤務条件に関する条例(昭和60年石狩川流域下水道組合条例第9号)
  - (4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年石狩川流域下水道組合条例第2号)
  - (5) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和60年石狩川流域下水道組合条例第11号)
  - (6) 嘱託員の給与等に関する条例(昭和60年石狩川流域下水道組合条例第12号)

(7) 職員等の旅費に関する条例（平成11年石狩川流域下水道組合条例第5号）

(8) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和60年石狩川流域下水道組合条例第14号）

- 3 平成21年4月から平成24年3月までに石狩川流域下水道組合を構成する市町から派遣された職員以外の職員に対して支給する給与について、第2条第5項の規定を適用する場合における一般職の職員の給与に関する条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第7項	医療職給料表（1）の適用を受ける職員	石狩川流域下水道組合を構成する市町から派遣された職員以外の職員
-------	--------------------	---------------------------------

附 則（平成18年3月15日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月4日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成25年8月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月13日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（石狩川流域下水道組合の休日定める条例の廃止）

- 2 石狩川流域下水道組合の休日定める条例（平成2年石狩川流域下水道組合条例第6号）は、廃止する。

附 則（令和2年2月18日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（石狩川流域下水道組合職員の定年等に関する条例の廃止）

- 2 石狩川流域下水道組合職員の定年等に関する条例（昭和60年石狩川流域下水道組合条例第5号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日において滝川市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項の規定により滝川市情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日において改正後の滝川市の条例の準用に関する条例第2条第4号の規定により準用する滝川市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項の規定により石狩川流域下水道組合情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和5年9月30日までとする。

（石狩川流域下水道の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 石狩川流域下水道の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年石狩川流域下水道組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）